

障害者虐待防止のための指針

運営法人：IMIRU株式会社
事業所名：ヘルパーステーションMAZARAN

第1条 目的

本指針は、ヘルパーステーションMAZARAN(以下「事業所」という。)において、障害者の尊厳及び権利を擁護し、虐待の発生及び再発を防止するとともに、虐待又は虐待が疑われる事案を早期に発見し、適切かつ迅速に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

事業所は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)、障害者総合支援法その他関係法令を遵守し、利用者の人格及び意思を尊重したサービス提供に努める。

第2条 虐待防止に関する基本的な考え方

事業所は、虐待が障害者の尊厳及び権利を著しく侵害する行為であり、いかなる理由があっても許されないものであるとの認識を全職員で共有する。

虐待の防止に当たっては、虐待が発生してから対応するだけでなく、日常的な支援の振り返り、職員教育、職場環境の整備、利用者の意思決定の尊重等を通じ、虐待及び不適切な支援が発生しない組織づくりに取り組む。

また、虐待を職員個人のみの問題として捉えず、業務負担、職員間の連携、知識・技術不足、支援方法、職場環境その他の背景要因について組織として検証し、改善及び再発防止に取り組む。

虐待又は虐待が疑われる事案を把握した場合には、利用者の安全確保を最優先とし、隠蔽又は事業所内部のみで処理することなく、関係法令に基づき必要な相談・通報等を行う。

第3条 障害者虐待の区分

障害者虐待防止法における障害者虐待は、次の3つに区分される。

1. 養護者による障害者虐待

障害者の身の世話、身体介助、金銭管理等を行う家族、親族、同居人その他の養護者によって行われる虐待。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の業務に従事する者によって、当該施設又はサービスを利用する障害者に対して行われる虐待。

当事業所の職員による利用者への虐待は、これに含まれる。

3. 使用者による障害者虐待

障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者によって行われる虐待。

第4条 虐待の種類

虐待は、主として次の5つに分類する。

1. 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加えること又は正当な理由なく身体を拘束すること。

例：

- 叩く、殴る、蹴る
- つねる
- 無理に引っ張る
- 乱暴に身体を動かす
- 無理に食事等を口に入れる
- 正当な理由なく身体を押さえつける
- 正当な理由なく身体の動きを制限する

2. 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

本人が意思表示を十分に行うことが困難であることを理由として、性的な行為を正当化してはならない。

3. 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

例：

- 怒鳴る
- 威圧する
- 侮辱する

- 無視する
- 子ども扱いする
- 障害特性を馬鹿にする
- 利用者の人格を否定する
- 恐怖を与える言動を行う
- 本人の意思を一方的に否定する

4. 放棄・放置（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、必要な支援を著しく怠ること等をいう。

例：

- 必要な食事・水分を提供しない
- 必要な排泄介助を行わない
- 不衛生な状態を放置する
- 必要な医療につなげない
- 利用者からの訴えを意図的に無視する
- 必要な支援を合理的な理由なく行わない

5. 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

例：

- 金銭を無断で使用する
- 預貯金を本人の意思に反して使用する
- 財産を不当に処分する
- 必要な金銭を渡さない
- 不当に金銭や物品を要求する

第5条 虐待防止検討委員会に関する事項

1. 虐待防止検討委員会の設置

事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、「虐待防止検討委員会」を設置する。

2. 委員会の構成

委員会は、管理者、虐待防止担当者その他必要と認める職員をもって構成する。

必要に応じ、外部の専門職等から助言を受けることができる。

3. 開催

虐待防止委員会は定期的に開催するとともに、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合その他必要がある場合には随時開催する。

他の会議体と一体的に開催する場合であっても、虐待防止に関する検討事項及び検討結果を明確にし、記録する。

4. 検討事項

虐待防止検討委員会では、主として次の事項について検討する。

1. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
2. 虐待防止のための指針の整備及び見直し
3. 虐待防止のための職員研修
4. 虐待又は虐待が疑われる事案の相談・報告体制
5. 虐待等を把握した場合の通報体制
6. 虐待及び不適切な支援につながる要因
7. 虐待等が発生した場合の原因分析
8. 再発防止策
9. 再発防止策の実施状況及び効果の評価
10. 身体拘束等の適正化との連携
11. その他虐待防止に必要な事項

5. 職員への周知

委員会で検討した結果については、会議、研修、文書その他適切な方法により全職員へ周知する。

6. 記録

委員会の開催日時、出席者、検討内容、決定事項等について記録し、適切に保存する。

第6条 虐待防止担当者

事業所は、虐待防止のための措置を適切に実施するため、虐待防止担当者を置く。

虐待防止担当者は、次の業務を行う。

1. 虐待防止委員会の運営
2. 本指針の整備及び見直し

3. 虐待防止研修の企画及び実施
4. 虐待等に関する相談・報告の受付
5. 虐待発生時の対応
6. 関係機関との連携
7. 再発防止策の実施状況の確認
8. その他虐待防止に必要な業務

第7条 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

事業所は、全職員が障害者虐待及び権利擁護について正しく理解し、虐待の未然防止、早期発見及び適切な対応を行うことができるよう研修を実施する。

研修には、必要に応じて次の内容を含める。

1. 障害者虐待防止法その他関係法令
2. 虐待の種類及び具体例
3. 不適切な支援と虐待との関係
4. 身体拘束等の適正化
5. 障害特性の理解
6. 利用者の尊厳及び権利擁護
7. 意思決定支援
8. 虐待等を発見した場合の相談・報告方法
9. 通報義務
10. 虐待発生時の初動対応
11. 職員のストレス及び職場環境
12. その他虐待防止に必要な事項

研修は定期的実施するとともに、新規採用時にも実施する。

研修の実施日時、内容及び参加者等について記録し、保存する。

第8条 虐待及び不適切な支援の早期発見

職員は、日常のサービス提供を通じ、利用者の身体、表情、言動、生活状況、家族関係等の変化に留意し、虐待又は不適切な支援の早期発見に努める。

特に次のような状況に留意する。

- 原因が明確でない傷やあざがある
- 特定の人物を極端に怖がる
- 急に表情や行動が変化した
- 必要な食事、医療、介助等を受けていない
- 衣類や身体が著しく不衛生である

- 本人の金銭が本人の意思に反して使用されている疑いがある
- 本人の意思が継続的に無視されている
- 職員又は家族等による威圧的な言動がある
- 不必要な身体拘束等が行われている疑いがある
- その他通常とは異なる状況が認められる

虐待か否か判断できない場合であっても、職員個人で判断して放置せず、速やかに報告する。

第9条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待又は虐待が疑われる事案を把握した場合には、利用者の生命及び身体の安全確保を最優先とする。

緊急性が高い場合には、必要に応じて警察、消防、医療機関等へ連絡する。

虐待の有無を事業所内部のみで判断して対応を終了させず、障害者虐待防止法その他関係法令に基づき、市町村等の関係機関へ速やかに相談・通報する。

事実確認を行う場合には、利用者のプライバシー及び人権に十分配慮する。

第10条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

職員が虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合には、速やかに管理者又は虐待防止担当者へ報告する。

ただし、事業所内部への報告を行うことによって通報義務が免除されるものではない。

また、虐待の事実が確定していないことを理由として、必要な相談・通報を遅らせてはならない。

基本的な対応手順は次のとおりとする。

① 虐待・不適切な支援の発見又は疑い

↓

② 利用者の安全確認・安全確保

↓

③ 管理者・虐待防止担当者への報告

↓

④ 状況及び事実の記録

↓

⑤ 市町村等への相談・通報

↓

⑥ 利用者の保護・支援

↓

⑦ 関係機関との連携

↓

⑧ 虐待防止委員会による原因分析

↓

⑨ 再発防止策の実施

↓

⑩ 評価・見直し

職員が虐待に関する通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行わない。

第11条 養護者による虐待が疑われる場合

訪問サービスでは、職員が利用者の居宅を訪問することから、家族その他の養護者による虐待を発見する可能性がある。

養護者による虐待又はその疑いを把握した場合には、利用者の安全を確認し、管理者又は虐待防止担当者へ報告するとともに、市町村障害者虐待防止センター等への相談・通報を行う。

職員個人の判断で家族等を追及したり、問題を解決しようとしたりしない。

養護者に介護・支援疲れ、疾病、経済的問題、孤立その他の負担が認められる場合には、利用者の安全確保を前提として、養護者への必要な支援についても関係機関と連携する。

第12条 障害者福祉施設従事者等による虐待が疑われる場合

当事業所の職員その他障害者福祉施設従事者等による虐待又はその疑いを把握した場合には、利用者の安全確保を最優先とする。

虐待を行った疑いのある職員本人への報告のみで終了してはならない。

管理者及び虐待防止担当者は、事業所内部だけで問題を処理又は隠蔽することなく、関係法令に従って市町村等への通報を含む必要な対応を行う。

事実確認に当たっては、利用者本人、関係職員その他必要な関係者から客観的に情報を収集し、その内容を記録する。

虐待の事実が確認された場合には、就業規則その他法人の規程に基づく必要な対応を行うとともに、虐待防止委員会において原因及び背景を分析し、再発防止策を講じる。

第13条 使用者による虐待が疑われる場合

利用者の勤務先等において、使用者による虐待が疑われる状況を把握した場合には、本人の安全及び意思に配慮しながら、管理者又は虐待防止担当者へ報告する。

必要に応じて、市町村障害者虐待防止センターその他関係機関への相談・通報を行う。

第14条 身体拘束等の適正化

事業所は、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

身体拘束等の適正化については、事業所が定める身体拘束等の適正化に関する指針その他関係規程に基づき対応する。

不適切な身体拘束等については、身体的虐待につながる可能性があることを全職員が認識し、その防止に努める。

第15条 意思決定支援及び利用者の尊重

職員は、障害の種類又は程度、意思表示の方法等にかかわらず、利用者本人の意思及び選好を可能な限り確認し、その意思を尊重した支援を行う。

本人が意思を表現することが困難な場合であっても、「本人には分からない」「本人のためだから」等の理由で支援者側の判断を一方的に優先しない。

必要に応じ、家族、相談支援専門員その他関係者と連携しながら、本人の意思決定を支援する。

第16条 成年後見制度等の利用支援

利用者の判断能力の低下等により、財産管理、契約その他の意思決定について支援が必要と認められる場合には、本人の意思及び権利を尊重した上で、成年後見制度その他の権利擁護制度について必要な情報提供を行う。

必要に応じて、市町村、相談支援事業所、社会福祉協議会その他関係機関と連携し、適切な支援につなげる。

第17条 虐待等に係る苦情解決方法

利用者、家族その他関係者から虐待又は不適切な支援に関する相談・苦情を受けた場合には、事業所の苦情対応体制に基づき迅速かつ適切に対応する。

相談・苦情を受け付けた職員は、その内容を管理者又は虐待防止担当者へ報告する。

虐待が疑われる内容については、単なる苦情として処理して終了せず、本指針に基づく相談・通報等の必要性を検討する。

相談・苦情を申し出たことを理由として、利用者又は家族等に不利益な取扱いを行わない。

第18条 本指針の閲覧

本指針は、全職員がいつでも閲覧できる場所に備え付ける。

また、利用者、家族その他関係者から閲覧の申し出があった場合には、いつでも閲覧できるようにする。

必要に応じて事業所のホームページ等に掲載し、広く周知する。

第19条 記録

虐待又は虐待が疑われる事案については、次の事項を記録する。

1. 発見・報告日時
2. 発見者・報告者
3. 利用者の状態
4. 発見した具体的な状況
5. 利用者本人の発言
6. 関係者から確認した内容
7. 管理者・虐待防止担当者への報告
8. 市町村等への相談・通報
9. 関係機関との連携
10. 実施した対応
11. その後の利用者の状態
12. 原因・背景要因
13. 再発防止策
14. 再発防止策の実施状況
15. その他必要な事項

記録に当たっては、確認した事実、本人等の発言、職員による判断・推測を明確に区別する。

第20条 その他虐待防止の推進のために必要な事項

事業所は、虐待及び不適切な支援を防止するため、次の取組を行う。

1. 利用者の人格、尊厳及び権利を尊重する。
2. 障害特性について正しく理解する。
3. 利用者本人の意思及び自己決定を尊重する。
4. 虐待に至らない不適切な支援についても改善対象とする。
5. 職員が問題を一人で抱え込まない相談体制を整備する。
6. 職員の過重な業務負担、ストレス、人間関係等について把握し、職場環境の改善に努める。
7. ヒヤリハット、事故、苦情等について虐待防止の観点からも分析する。
8. 身体拘束等の適正化と一体的に権利擁護を推進する。
9. 市町村、相談支援事業所、医療機関その他関係機関との連携を図る。
10. 関係法令、通知、行政の指針等を確認し、必要に応じて本指針及び事業所の取組を見直す。

第21条 秘密保持及び個人情報の保護

虐待に関する相談、報告、通報、事実確認その他の対応により知り得た利用者、家族及び関係者の個人情報については、関係法令及び事業所の規程に基づき適切に取り扱う。

虐待防止委員会等における情報共有についても、必要な範囲に限定し、秘密保持を徹底する。

第22条 本指針の見直し

本指針は、虐待防止委員会において定期的に内容を確認する。

関係法令・通知等の改正、事業所の運営体制の変更、虐待又は虐待が疑われる事案の発生その他必要がある場合には、随時見直す。

附則

本指針は、令和 8年 2月 1日から施行する。

制定日:令和 8年 2月 1日

最終改定日:令和 8年 8月 1日